

姉妹都市への旅行に対する春日井市姉妹都市市民の会の助成に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、姉妹都市間の交流を促進するため、春日井市姉妹都市市民の会（以下「市民の会」という。）の会員（以下「会員」という。）が姉妹都市へ旅行する際に、その費用の一部を予算の範囲内において助成することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体及びその外郭団体が企画・運営する姉妹都市への旅行については、この限りでない。

(助成の対象)

第2条 市民の会が行う助成は、個人会員及び学生会員1人につき5,000円を限度とする。

2 家族会員 旅行に参加する家族の人数に5,000円を乗じた額とし、その上限は20,000円とする。

3 法人会員 旅行に参加する構成員の人数に5,000円を乗じた額とし、その上限は100,000円とする。

4 団体会員 旅行に参加する構成員の人数に5,000円を乗じた額とし、その上限は30,000円とする。

(申請)

第3条 助成を受けようとする会員は、旅行の帰国の日から起算して60日以内に、実施報告書及びその事実を明らかにするものを添付して市民の会に申請しなければならない。

(助成の決定)

第4条 市民の会は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、助成決定通知書により同条の申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による可否は、次に掲げる事項を統合的に勘案して決定する。

(1) 姉妹都市との友好親善を図るためのものであること。

(2) その他市民の会が適当であると認めるものであること。

(助成金の交付)

第5条 市民の会は、助成決定の通知をした日から30日以内に助成金を交付しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市民の会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。